

「あいち地球温暖化防止戦略2020(仮称)」(案)に対する意見の概要と県の考え方

I 戦略策定の趣旨

番号	意見の概要	県の考え方
1	「戦略」は基本的に軍事用語であり、環境関連の文書等の中ではそぐわないと考えられるため、「政策」、「方策」、「ロードマップ」などが妥当と考えます。	地球温暖化防止という困難な課題に対応していくため、戦略的なアプローチが必要と考え、名称に戦略という言葉を使用しています。なお、現在の「あいち地球温暖化防止戦略」という名称も、環境保全活動に取り組みられる多くの方に親しまれているものと考えています。
2	昨今の経済状況・将来的な見通しを踏まえると、「CO ₂ の環境濃度の増加速度はさらに上昇している」との記述には疑問である。 「人為による温暖化」の真偽の議論や少子高齢化の影響を踏まえた考え方を示す必要がある。 また、地球温暖化の概念、生物・人間への影響を整理し、その伝え方にも配慮が必要である。	1950年代からCO ₂ の増加傾向が上昇していることを表現したものでしたが、「その増加速度も上昇しています。」と修正しました。 地球温暖化の原因については、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告で、人為的な温室効果ガス排出が原因である可能性が極めて高いとされていますので、その旨掲載しています。また、少子高齢化等による人口動態を踏まえた計画となっています。 地球温暖化の概念や主な影響については、「I 戦略策定の趣旨」で掲載しています。
3	西日本は震災にあわなかったため、本戦略の遂行、地球温暖化防止の取組継続を期待している。	震災後、国ではエネルギー政策等の見直しが進められており、昨年7月には「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理が、12月には「基本方針」が取りまとめられています。 この中で、特に、地域レベルでの取組が求められるテーマとしては、①再生可能エネルギーの導入促進、②省エネルギーの一層の促進、③分散型エネルギーシステムの構築の3点が挙げられ、本戦略では、これらのテーマについて主な課題を整理し、地球温暖化防止の観点から、各施策を強化しました。 地球温暖化については、人類の存亡に関わる喫緊の課題であることから、本県としては、本戦略を策定し、温暖化対策の歩みを停めることなく県としての取組を進め、今後、国の動きも注視しつつ、必要に応じ柔軟な対応を図っていきます。
4	震災からの早期の復興が望まれるが、温暖化対策も取り組んでいかなければならず、本戦略の推進を期待する。	
5	福島原発事故の影響により、今後、検討されるであろう国のエネルギー政策や温暖化政策の動向を見ながら、現実を見据えた柔軟な対応をしていただくようお願いしたい。	
6	東日本大震災は国のエネルギー政策に影響を与える可能性が高く、本戦略でのCO ₂ 削減目標や取組は、1990年度比で15%削減するための施策効果を前提としており、今後の国の政策動向などを勘案し、見直しなど柔軟な対応が求められる。	
7	原発事故の発生により、原発増設は実質的に不可能であると考えられ、温室効果ガス排出量を25%削減するという前提が崩れているのではないかと。浜岡原発も1,2号機の代替施設建設は困難であり、電気のコ ₂ 排出係数の1996年比77%は実現できないと思われる。 よって、国が原発事故の影響を総括して、新たな方針を決定した後に、本戦略を策定するのがよいのではないかと。	
8	浜岡原発の即時停止を望むが、少なくとも2020年には原発の発電量を再生可能エネルギーで代替するという具体的な目標を提示し、実現してもらいたい。森林と降雨量とに恵まれた豊かな国土をこれ以上壊さないよう各方面の叡智を集め真剣に戦略を練っていただきたい。	
9	今回の震災による産業構造等の変化を検討する必要があるか。	
10	「あいち地球温暖化防止戦略」の作成の中で、「原子力発電」をどう位置づけるのか示してほしい。	

番号	意見の概要	県の考え方
11	将来の気温上昇の可能性等を踏まえると、単に「防止」だけでなく、「緩和」、「適応」といった観点も必要であり、問題となるのは「過度な地球温暖化」であり、目指すべきは「適度な地球温暖化」ではないか。	地球温暖化の進行を食い止めることを最優先に取り組むべきであることから、本戦略案では「緩和策」を中心に取り扱っています。
12	ヒートアイランドについては、現状と課題、対策の必要性や目的、対策について地表面被覆の改善を中心に取り上げる理由を説明すべきである。	ご意見を踏まえ、ヒートアイランドに関する記述を修正しました。

II 現状と課題

番号	意見の概要	県の考え方
13	今後の課題抽出が、国の検討資料の温室効果ガス削減目標達成に向けた取組を掲げているように見える。これまでの取組の延長線上で実施すること、不足部分への対応、国の取組との関係を分かりやすく示してほしい。	今後の課題について、部門別に、産業・人口等の変化やCO ₂ の排出状況を本県と全国の情報を比較し整理するとともに、これまでの取組の状況も整理しています。今後の取組については、本県の地域特性を踏まえ、4つの取組方針を整理した上で、それぞれの重点施策、取組内容を記載しています。
14	課題として「業務・家庭・運輸部門のエネルギー効率の改善」が挙げられているが、どの部門の改善が優先されるのか、また、具体的な取組内容についても、優先順位や取組の方向性、定量的な施策効果を明確にするとよい。	業務・家庭・運輸部門では、エネルギー消費効率が現状のまま推移した場合の温室効果ガス排出量は、いずれも増加することが予測されることを踏まえると、いずれの部門もできる限りの対策を講じる必要があると考えますが、本県の地域特性を踏まえた結果、4つの大きな取組方針に基づき施策を実施していくこととしました。また、取組効果については第Ⅲ章で試算を行っています。

III 戦略が目指す愛知の姿

番号	意見の概要	県の考え方
15	「2050年頃に目指すべき愛知の姿」の「まちづくりと交通」において、生態系ネットワーク、水循環の健全化の記述があるが、地球温暖化防止又はヒートアイランド対策との関係の意味を明らかにすべきである。	本県では、生物多様性の観点から生態系ネットワークの形成や、健全な水循環の観点から、森づくり、郷づくり、まちづくり、川・里海づくりを進めており、そのような観点による緑化や透水性・保水性舗装等による被覆の改善が、ヒートアイランドの緩和につながると考えています。御意見を踏まえ、表現を修正しました。
16	「2050年頃に目指すべき愛知の姿」の「まちづくりと交通」等において、自転車を積極的な交通手段と位置づけるとともに、車道における自転車通行帯の確保や、歩道における自転車通行帯の段差の解消などの自転車の通行環境の整備について具体的に明記すべきである。	ご意見を踏まえ、「2050年頃に目指すべき愛知の姿」において、自転車の走行環境の整備について記述しました。具体的な整備内容については、今後、地域の実情に応じて推進していきます。

IV 2020年に向けた取組

番号	意見の概要	県の考え方
17	<p>全国すべての建物の屋根を始め、海上、浅い海中、高速道路・線路の防音壁にソーラーパネルを取り付けるなど、太陽光エネルギーの開発に真剣に取り組むべきだと思います。原発何機分かの電力が稼げるような気がします。</p> <p>また、より消費電力の小さい電化製品の(LED照明等)普及を推進してほしい。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、地球温暖化対策として重要なものと考えており、住宅用太陽光発電施設への支援などにより普及促進を図っていきます。</p>
18	<p>住宅用太陽光発電の更なる県民普及のため、補助額の増額するよう改善してほしい。</p>	
19	<p>地球温暖化防止に向けた取組で、費用負担が伴うものについては中々進めることができないので、太陽光発電への補助金など具体的で有効な手立てを示して欲しい。</p>	
20	<p>太陽光発電や風力発電という再生可能エネルギーについて、戦略で掲げた数値目標は達成不可能だと思う。</p> <p>目標の実現可能性をどのように判断し、また、どのようなスケジュールで、どのように実施していくのかという具体的な道筋を示して欲しい。</p>	<p>太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの数値目標については、国の地球温暖化対策に関する中長期ロードマップに関する検討を踏まえ設定しています。</p> <p>今後、着実に整備が進むよう、公共施設への率先導入や公的補助等により、積極的に取り組んでいきます。</p>
21	<p>間伐材や稲わらの未利用バイオマス資源の利用については、傾斜地や山奥という厳しい作業環境や従事者の高齢化のため、機械化・ロボットの導入など研究開発し実用化することに取り組んでほしい。</p>	<p>搬出されていない間伐材の利用については、高性能林業機械の普及に努めるとともに、稲わらについては、家畜飼料としての活用について技術の開発と普及、機械化の推進に努めていきます。</p>
22	<p>バイオマスエネルギーは、災害時に貢献できるため、自治体ごとに設置してはいかがでしょうか。</p> <p>日進市は、農地もあり、県農業総合試験場の近いため、バイオマスエネルギーの研究・実証のモデル地域にしてはいかがでしょうか。</p>	<p>未利用バイオマスについては、地域の状況に合わせて市町村等とも連携して活用を推進します。</p>
23	<p>モノづくり愛知に焦点を当てた戦略には意義があり、その中で省エネルギーと地球温暖化対策を一体として考えることが必要ではないか。</p>	<p>省エネルギー対策は、重要な地球温暖化防止対策として考えており、本戦略の随所に盛り込んでいます。</p>
24	<p>地球温暖化対策計画書制度の拡充については現行制度で問題ないかと考えるが、対象範囲拡大や罰則強化など規制を強化するということか。</p> <p>過度の規制強化は事業者負担増となるだけなので、取り組みを進めている事業者にインセンティブを与えるようなものとしてほしい。</p>	<p>地球温暖化対策計画書制度の見直しについては、愛知県環境審議会での審議も踏まえ、主に地球温暖化対策推進法や省エネ法に基づく報告制度との整合を勘案し、事業者負担の軽減の観点にも配慮しつつ、対象範囲や届出方法、公表方法の見直し等について検討を行っているところです。</p>
25	<p>カーボンオフセット、クレジット化等については、どれだけ市民が理解できているか疑問である。企業や家庭において、通勤に使う車のCO₂排出量を計算し、それに見合った電気使用量を、LED電球や照明の削減でオフセットできる方法など、具体化した方法を示してもいいではないか。</p>	<p>今後の事業展開に当たっては、県民や企業等のそれぞれの対象にあった受け入れられやすい表現や手法を検討し、対策を推進していきます。</p>
26	<p>緑の街づくりを進めてください。</p>	<p>公園・道路・河川等の公共施設や、民有地・建築物等の緑化を推進します。</p>
27	<p>自転車の走行環境の整備については、段差のない、車道との立体交差など取り入れた専用道路を設けるなど、ぜひ積極的に進めてほしい。</p>	<p>自転車の走行環境の整備については、今後、地域の実情に応じて推進していきます。</p>

番号	意見の概要	県の考え方
28	東日本では震災による計画停電があり、本年は愛知でも節電に重点をおき、①無用なイルミネーション、②空港の動く歩道、③エレベーター、エスカレーターの休止・廃止を考えていただく機会である。地球温暖化防止活動推進員はそこに関与し活動にするべきであり、推進員を増加させる必要がある。	節電をきっかけとした省エネルギー対策の推進は重要と考えており、省エネ意識や行動の向上を目指していきます。また、地球温暖化防止活動推進員については、毎年公募を行い、新たな人材を確保するとともに、活動支援や資質の向上を図ります。
29	「県民意識の低炭素化への意識・行動変革推進」には、「地球温暖化防止活動推進員」の役割が大きいと思われる、個人の活動に終わらないよう、推進員同士の連携が求められる。地区ごとのネットワークや、地区の市町村によるサポートが効果的と思う。	地球温暖化防止推進員については、研修会の実施等により資質の向上、連携の推進を図ります。また、市町村と推進員との連携も促進していきます。
30	この戦略を理解し実行できる人材がいないため、モデル地域を作りきめ細かくする方法も大切である。	本戦略の推進に当たっては、行政連絡会議を開催するなど、市町村との連携を図っていきます。
31	教育・啓蒙が重要であり、環境活動の基本は教育やしつけと考えます。特に子どもの環境教育が最も大切であり、また、中学校、小学校(低学年)への拡充や、自治体の老人会・子ども会・女性会などで、効果的節電のPRをすることが考えられる。	地域における地球温暖化防止活動として、「あいちエコチャレンジ21」県民運動の推進、ストップ温暖化教室等の小中高等学校等での環境教育、地球温暖化防止活動推進員や市町村と連携した取組を推進していきます。
32	家庭のCO ₂ の「見える化」の記述があるが、電力エネルギー供給会社を始め、事業者その他関係する各主体による「見える化」も必要と考える。	事業活動に対する取組として、省エネルギー診断を始め、エネルギー計測器やデマンドコントローラー等によるエネルギー使用量の見える化について記載しました。
33	低炭素社会の実現では、移送を含めた生産から廃棄までの全行程で考えてください。CO ₂ を排出しないエネルギーも、移送を含めた全行程で考え表現してください。	産業・民生・運輸等、全ての部門からの温室効果ガス排出量を低減させることを目標としています。また、商品・サービスのライフサイクルにおける各過程からの「温室効果ガス排出量の合計」をCO ₂ 換算して表示するカーボン・フットプリント等も普及促進していきます。

V 主体別役割

番号	意見の概要	県の考え方
34	結果指標はCO ₂ 低減数値であるが、県民の誰には何をといったプロセス指標があれば自覚(行動)しやすい。	県民の皆様にご期待される役割について、第V章で記述しています。今後の本戦略の推進に当たっては、様々な機会や媒体を通じて、具体的な行動メニューを示し、県民の皆様の行動を促進していきます。
35	「県民の環境意識の高揚」等の記述があるが、「環境意識」という言葉は略さず示す必要がある。	環境を保全・再生する意識、さらには保全・再生された環境を継承する意識等を幅広く含めて、環境意識と記述しました。

VI 戦略の推進

番号	意見の概要	県の考え方
36	今後、具体的なアクションプランや施策などの検討では、費用対効果を勘案した取組の優先付けや取組実施へのインセンティブ付与等もしっかりと議論をお願いしたい。	地球温暖化対策については、様々な対策を全方位で推進していく必要がありますが、費用対効果や取組へのインセンティブ(公的支援やクレジット化等)も念頭に置きつつ、対策を推進していきます。